

2020年 第8回若手難民研究者奨励賞 応募要領

1. 奨励賞の趣旨

近年、日本における難民政策や制度は、第三国定住やシリア難民の受け入れをはじめとしていくつかの変化を遂げている一方、難民に関する研究者の広がり、特に難民研究に取り組む若手研究者を取り巻く研究環境は、未だ発展の途中にあります。そこで私たちは、難民研究のすべての分野にかかわる独創的かつ先駆的研究をご支援させていただきたいと願い、さらに、新しい発想で複数領域にまたがる研究が生まれることも期待して本奨励賞を実施いたします。

2. 奨励賞の目的

難民研究を志す若手研究者の有望な研究を奨励し、その成果発表の機会を提供することで、難民研究者の育成に寄与します。

なお、難民研究を志す方であれば、分野及び対象地域は限定しません。

※但し、難民研究とは、難民・無国籍問題及び強制移住等の研究を意味します。

3. 奨励賞の概要

(1) 応募資格

イ. 原則として、一つのテーマとして独立した個人研究（但し、少人数グループによる共同研究も含む）を対象とします。

ロ. 完全公募制であり各研究者は自由に応募いただけますが、日本在住者を優先します。

ハ. 成果論文は、難民研究フォーラム機関誌『難民研究ジャーナル』への掲載を想定しているため、日本語での作成とします。

二. 国籍、所属、学歴、居住地、年齢などは不問です。

※但し、「若手研究者」に該当するか否かについては、申請者の経歴等を勘案して総合的に判断します。

ホ. 本申請の研究内容が、応募者の所属する団体・組織等から資金を受けている場合は、応募資格に該当しません。

へ. 同一年の奨励賞に、同一人物・グループが複数応募することはできません。

ト. 本奨励賞を過去に受賞された方でも再度、応募することができます。しかし、審査は別途に実施され、かつ、よりきびしい審査となります。

(2) 奨励金額

授賞1件につき30万円を上限とし、総額120万円とします。

※但し、過去の受賞者の奨励金額は20万円を上限とします。

(3) 奨励金の使途

特に指定はありません。

※但し、応募者が所属する団体・組織等の間接経費や一般管理費等への使用は禁じます。

(4) 奨励期間

奨励賞受賞時より、2021年5月末日までとします。

※但し、論文提出が早まった場合は、提出日までとします。

(5) 書類の提出と追加資料に関する選考協力

以下の項目について、関係する事項がありましたら、難民研究フォーラム事務局（以下「事務局」という。）に申請書とともにご提出ください。

なお、事務局がさらに必要と判断した場合、追加書類等の提出をお願いします。

- イ. 危険地域への調査：申請内容に現地調査が含まれており、その調査実施地域が外務省の各国渡航情報等における危険地域、紛争地域と重なる等に該当する場合は、別紙にて、研究調査地域への渡航調査の実現可能性を記載し、併せて想定されている研究調査場所や調査方法を具体的に記載してください。
- ロ. 研究や調査に関する規則・規程：人（難民）を対象とする研究に関して、申請者所属先の研究に関する倫理規則や規程、個人情報保護に関する規程等がある場合は提出ください。
- ハ. 申請内容に関する論文：申請内容に関する日本語での過去の業績論文があれば、ご提出ください。但し、論文は1点、抄録は2点の計3点まで提出できるものとします。
- ニ. これまでの研究業績がわかる書類等（研究業績の一覧表やコピー等）

(6) 奨励賞授賞の条件

受賞内定者は、原則、以下の内容について同意書を提出することで授賞が決定します。

- イ. 申請研究の経過・完了報告の一般公開すること。
- ロ. 奨励賞授賞式に、受賞者本人が出席すること。
(授賞式は2020年7月上旬に東京都内にて開催予定。交通費を一部補助します。)
- ハ. 申請内容に変更が生じた場合（調査地の治安状況の変化で入国ができない事情が生じた等）、遅滞なく速やかに事務局に報告の後、申請内容変更書により変更許可を受けること。
- ニ. 中間報告会に、受賞者本人が中間報告書を提出して出席すること。
(2021年1月下旬～2月上旬開催予定。中間報告書はA4サイズで1～2ページ程度)
- ホ. 成果報告は、**研究テーマに基づいた論文（20,000字）**を日本語で、『難民研究ジャーナル』執筆要項にしたがい、**2021年5月末日までに**事務局の指示する形式で提出すること。
なお、本フォーラム査読を経て、再考／再提出をお願いすることがあります。
- ヘ. 特に優秀な成果論文は、難民研究フォーラムの機関誌『難民研究ジャーナル』への全文あるいは抄録の掲載を依頼すること。
- ト. 成果論文を他の媒体で発表する場合は、事前に事務局へ相談すること。
- チ. 他本奨励賞の研究を他の論文・報告等に活用する場合は、本奨励賞を受けたことを掲載、提示すること及び事前に事務局に報告すること。
- リ. 本人の氏名、研究テーマ、授賞式の写真を本フォーラムホームページ上に掲載すること。
- ヌ. 奨励金は、授賞式の翌月末日までに受賞者が指定する口座に真如育英会から振込むこと。
- ル. 成果論文の提出がない場合は、事務局より奨励金の返納を求めること。

4. 応募方法・応募期間

下記の難民研究フォーラムホームページより「申請書」をダウンロードの上、上記3-(5)にある必要書類とともに、**電子メール又は郵送にて**下記応募先までご提出ください。

応募期間：2020年1月8日（水）～2020年3月23日（月）

電子メールでの締切：日本時間2020年3月23日24時（24日深夜0時）まで。

郵送での締切：2020年3月23日（月）事務局必着****

5. 選考方法・結果通知等

(1) 選考方法

選考は、難民研究フォーラム事務局が選定する本フォーラム委嘱の委員からなる選考委員会において慎重に審議した上、2020年5月に開催予定の若手研究者奨励事業審議会を経て、正式に決定いたします。

なお、奨励賞申込の内容によっては、適宜専門委員を委嘱することがあります。

(2) 結果通知等

イ. 受賞者への内定通知は、6月上旬を予定しています。

ロ. 結果の通知は、決定後直ちに電子メール又は書面にて通知します。

なお、内定通知に同封の同意書に署名、事務局への提出（返送）により受賞が決定します。

ハ. 採否の理由についてのご照会には回答いたしかねますのでご了承下さい。

6. 個人情報取扱いについて

(1) 個人情報は原則として利用目的の範囲内で、かつ業務遂行上必要な限度内で利用します。

(2) 法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

7. 主催・共催

主催：真如育英会・真如苑 共催：難民研究フォーラム

8. 応募・お問い合わせ先（選考責任、申込書提出先）

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-2 TASビル4階 難民支援協会気付
難民研究フォーラム 若手難民研究者奨励事業係

info@refugeestudies.jp（お問い合わせはメールにてお願いします）

<https://refugeestudies.jp/>



以上